

研究ノート

Gerontology（老年学）としての エンディングノートの普及

—大学発超高齢化社会への対応—

小林 二三夫，伊藤 裕久，野口 幸子，横山 千尋

横浜商科大学地域産業研究所

Gerontology（老年学）としてのエンディングノートの普及 —大学発超高齢化社会への対応—

小林 二三夫, 伊藤 裕久, 野口 幸子, 横山 千尋

目 次

1. はじめに
2. エンディングノート普及の取り組みについて
 - (1) エンディングノートの普及状況
 - (2) 人口動態が示すもの
3. エンディングノートの必要性について
 - (1) Aging in Placeと地域包括ケア
 - (2) Gerontologyの概要と高齢者法について
 - (3) 地域包括ケアシステムとエンディングノート
4. エンディングノートの内容
 - (1) 横浜市鶴見区版エンディングノート
 - (2) エンディングノートと遺言書について
 - (3) 「エンディングノート講座」で集中した質問
5. おわりに
- 資料

キーワード：

エンディングノート、Aging in Place、Gerontology、地域包括ケアシステム、人口動態、2025年問題、単独世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者の認知症増加、介護、公正証書遺言書、自筆証書遺言、成年後見制度（法定・任意）、高齢者法

1. はじめに

横浜商科大学は2015年3月に横浜市鶴見区と包括連携協定を締結した。包括連携協定の締結目的は、本学が立地する地方公共団体で最も身近な横浜市鶴見区と本学が双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展を図ることにある。地域の課題は、幅広く広範に存在し、商学に特化した本学のような単科大学には制約的な要素がある。そのような中で連携した鶴見区にとって第一のメリットは、大学に集積する知識や情報が地域住民に対して生かされることである。第二は、地域で不足する学生という若い力を活用し、地域の活性化に役立たせることができる点である。また、大学にとって地域連携を通して学生に実践の場が与えられることは、学生の育成にとってありがたいことである。また、地域の課題解決を考えることを通して社会力を養い教育現場にフィードバックできることも大学にとって大きなメリットである。大学・地域双方のメリットとしては、大学教員、学生と地域住民の触れ合いにより相互に気づきや刺激を得られることがあげられる。

横浜商科大学は、学術情報センター内にある地域産業研究所、地域連携・研究支援課が包括連携協定に関わる取り組みの事務部門を担っている。

少子高齢化が進む中で地域産業研究所には、いくつつかの研究テーマにそって21名の外部研究員が研究をしている。研究員は、法律関係の専門職が多く弁理士、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士、社会福祉士、主任ケアマネージャーなどそれぞれの分野で活躍して業績を残している方々、また、新聞記者、企業の広報部門、企画部門、品質管理部門、情報システム部門と組織で活躍している方々で構成されている。研究所は、外部からの寄付金を基に運営していることもあり、協力をいただいている小売団体の意向を考慮しながら研究員とテーマを決めて活動をしている。

本学が課題としている「少子高齢化社会で大学が果

たす役割」は、変化対応業と言われる小売業界にとっても同じく重要なテーマである。地域産業研究所として、本格的な超高齢社会を迎える2025年から「終活」⁽¹⁾に焦点を当て研究をすることにした。行政と何回か話し合いをするなかで、「終活」の諸活動について採算から産業界も手を出しづらく、また、行政としても人手・予算の関係で狭間になっているということで、「学」の研究機関として取り組むことにした。

高齢者世帯や一人世帯⁽²⁾が増える中で万一のとき、家族を悩ませる負担を軽減できるエンディングノートの存在がある。エンディングノートは、遺言書と異なり、法的効力は有していないので気負って書く必要はない。突如この世を去るような不幸な事故に見舞われたときや病気などで意識が戻らなくなったときにも家族や周辺の人の負担を軽減とともに、残された人に自分の「考え方」や「想い」を託し、書いた本人にあってもこれからの人生を安心して、より自分らしく生きていく助けになる。

横浜商科大学地域研究所は、研究テーマの一つとして「エンディングノートの普及」に取り組んでいる。このテーマは、現在各国、とりわけ米国で研究が進んでいる「Aging in Place社会の実現」を含んだ学際的な「Gerontology」（老年学・加齢学）研究の一部である。

その成果の一端をここに報告するとともに新たな課題とその対処について本研究で報告する。

2. エンディングノート普及の取り組みについて

(1) エンディングノートの普及状況

高齢者は、エンディングノートの有用性について理解をしているものの実際に書いている人の数は少ないことを各種の調査が示している。

例えば、(株)ライフメディア⁽³⁾が2015年2月に実施した「終活エンディングノートに関する調査」⁽⁴⁾によると60歳以上の男女に対して「終活」という言葉を知っているか尋ねたところ知っていた・聞いたことがあると回答した人は、92.3%だった。「終活」が必要だと思うか尋ねたところ47%が必要と答えた。「エンディングノート」を知っているか尋ねたところ、知っている・聞いたことがあると87%がと回答した。エンディングノートを書いているか尋ねたところ、「書いている（書いている途中）」と回答した人は、7%だった。44%は、「書いてみたい」としており、約半数がエンディングノートを書く意向があることがわかった。エンディン

グノートを書いている・書いてみたいと答えた人に対して、内容について尋ねたところ、複数回答で68%の人が「家族への感謝のことば」、同じく68%の人が自身の葬儀や墓のこと、65%の人が「所有財産や負債に関するここと」、64%が「終末期医療のこと」、そして60%が「保険や年金に関するここと」となった。「献体や臓器移植」は25%、「看病や介護」は、34%となった。

エンディングノートを書いている・書いてみたいと答えた人に書く理由を尋ねたところ、『遺品整理や遺産で面倒をかけたくないから』が66%でもっとも多い結果になった。女性は男性と比べ、終末期の希望や死後の希望を伝えたいと考える人が多い。エンディングノートを書いている人に對し、どのように書いているか尋ねたところ、「既成のエンディングノートに手書き」と回答した人が51%でもっとも多かった。法的拘束力のある「遺言書」を用意する予定があるか尋ねたところ、「すでに用意している」人は2.2%、「用意したいと思っている」人は17%程度だった。まだわからぬ人が49%だった。一方、「用意するつもりはない」人が32.4%いた。

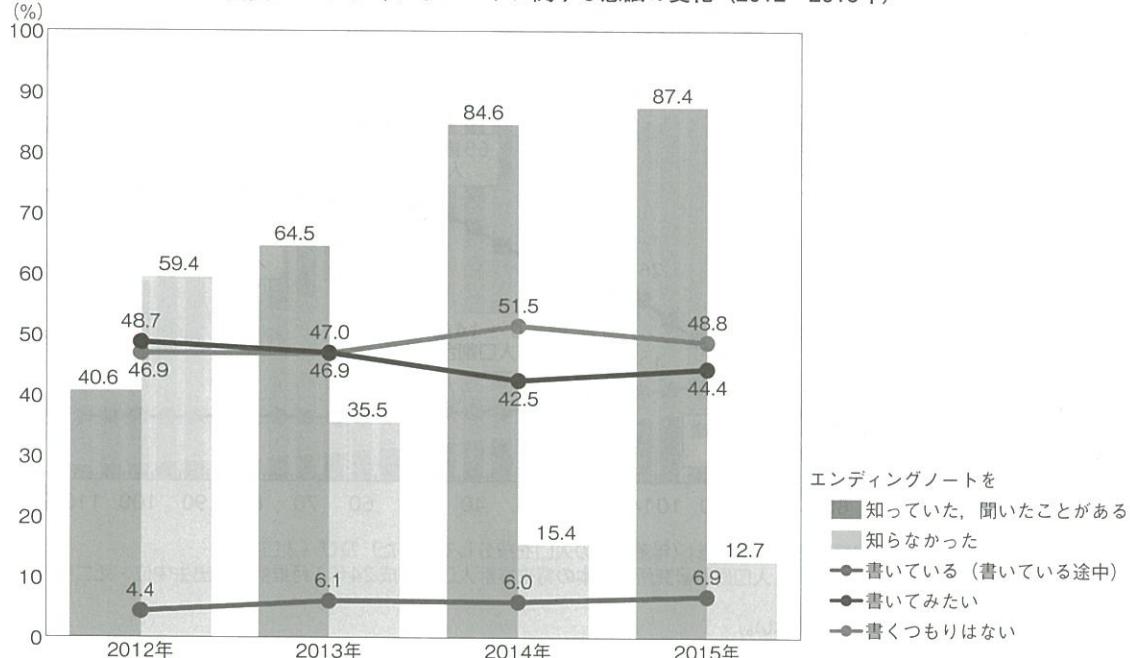
この調査は、2012年より毎年実施されており「エンディングノートを知っている・聞いたことがある」人

は、2012年調査では、40.6%、2013年調査では64.5%、2014年調査では、84.6%、2015年調査では87.4%と3年前と比較して倍以上の認知度になっている。他方、エンディングノートを知らない人は、2012年調査では、59%だったが毎年下がり、2015年の調査では約13%となっている。従ってエンディングノートについては、高齢者の中ですでに良く知られていると言えるだろう。一方、さきほど見たように実際に「書いている（書いている途中）」という人は2012年調査では4.4%、2016年調査では6.9%とほとんど変化していない状況であり、エンディングノートの有用性や必要性は理解しているものの、一歩踏み出せないことに今後の普及に課題があることがわかる（図表1「エンディングノートに関する意識の変化（2012年-2015年）」グラフ参照。）

また、エンディングノートを書くつもりがない人は、2012年46.9%から2015年は48.8%になっている。書いてみたい人・書いている人は、2015年で51.3%となり、ほぼ半分に分かれている。従って、遺言書も書かないしエンディングノートも書かない人も多いことが分かる。

横浜商科大学地域産業研究所と鶴見区は、「広報よこはま平成28年5月号／鶴見区版」の終活特集に基づ

図表1 エンディングノートに関する意識の変化（2012～2015年）



出所) 株式会社ライフメディア「終活・エンディングノートに関する調査」2012～2015年より筆者作成⁽⁵⁾

き「エンディングノート講座」を横浜商科大学で同年6月18日に実施した。鶴見区を中心に130人が参加する盛況な説明会になった。参加者にアンケートで協力をお願いしたところ、エンディングノートを「知っているが書いたことがない」人が84%、「すでに書いている」人は、7.6%と(株)ライフメディアとほぼ同じ結果が出た。(株)ライフメディアは、全国の60歳以上に対してランダムに調査したのに対して、横浜商科大学地域産業研究所の調査は、「エンディングノート講座」の出席者であることを考慮すると「すでに書いている」人の割合がほぼ同じであることは、エンディングノートに興味があっても書き始めるまでに何かのきっかけが必要だという現状を反映している⁽⁶⁾。

(2) 人口動態が示すもの

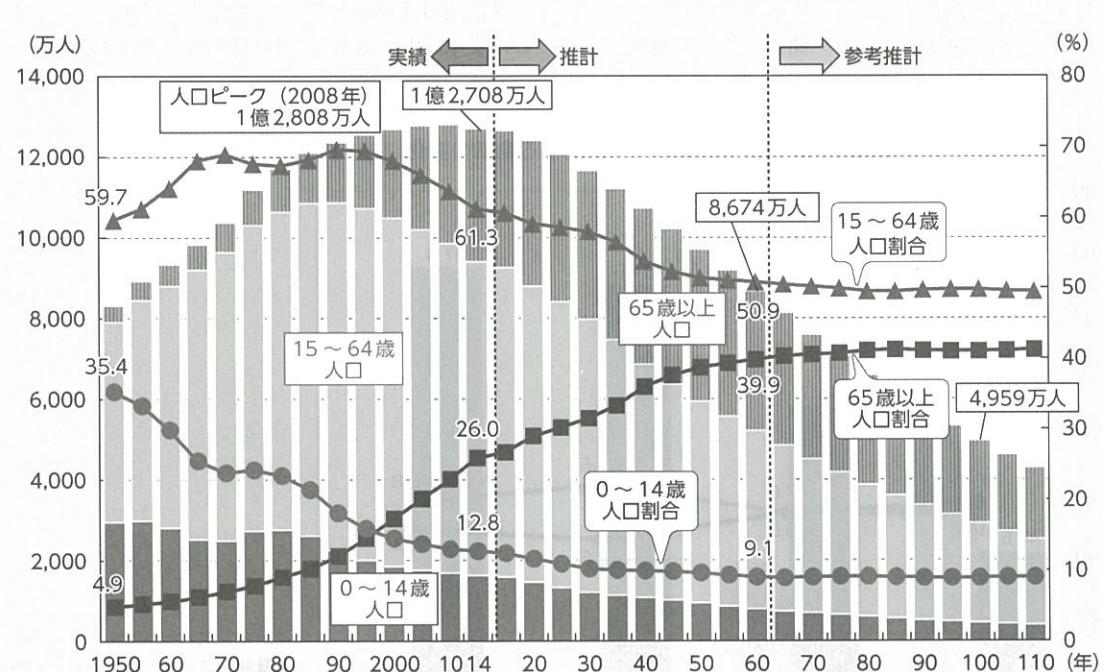
団塊の世代が65歳以上となった2015年問題、そして

今後その世代が75歳以上になる2025年に向けて介護・福祉・医療・生活支援サービスなど適切に確保される必要があり、社会及び行政の課題となっている。

2016年1月1日（人口速報を基準とする確定値）⁽⁷⁾現在の日本の総人口は、1億2,708万人で前年同月に比べて15万人（▲0.12%）減少している。65歳以上の高齢者人口数は、3,409万人で総人口に占める割合は、26.8%になっている。0～14歳人口は、1,607万人で同12.7%、15歳～64歳は、同60.5%である。高齢者人口が27%近いという数字は、WHOの超高齢化社会の定義である21%超をはるかに超えている⁽⁸⁾。また、65歳以上の人口は、年少人口の2倍以上となり人口ピラミッドは逆三角形になっている。

2025年には65歳以上の人口は、3,657万人（総人口の30.3%）となり、同年の75歳以上は、2,179万人（同18.1%）となると予測されている。この数字は、およそ5.5人に一人が75歳以上の高齢者という状況とな

図表2 我が国の人口推移



資料：2014年以前：総務省統計局「国勢調査」（年齢不詳の人口を按分して含めた）及び「人口推計」
2015年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」【出生中位・死亡中位推計】

(注) 1970年までは沖縄県を含まない。

出所) 厚生労働省（2015）『平成27年版厚生労働白書—人口減少社会を考える—』⁽⁹⁾

る。さらに地方の高齢化は先行して進むものと予測され、地域別の高齢者比率や世帯の状況も注意してみていく必要がある。世帯の状況では、世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯や65歳以上の単独世帯が増加し、2025年には世帯全体に占める割合が4分の1を超える見込みである。

国立社会保障・人口問題研究所の予測によれば、現在の人口が2048年（平成60年）には、9,913万人と1億人を割り込み、2060年（平成72年）には、現在の人口の68%にあたる8,674万人と推計している。今後の人口減少は、少子高齢化の進展とともに限界集落の増加など地域社会への影響、若い担い手が減少し社会保障の維持や財政の健全化への影響、就業者数の減少による経済への影響が懸念される。

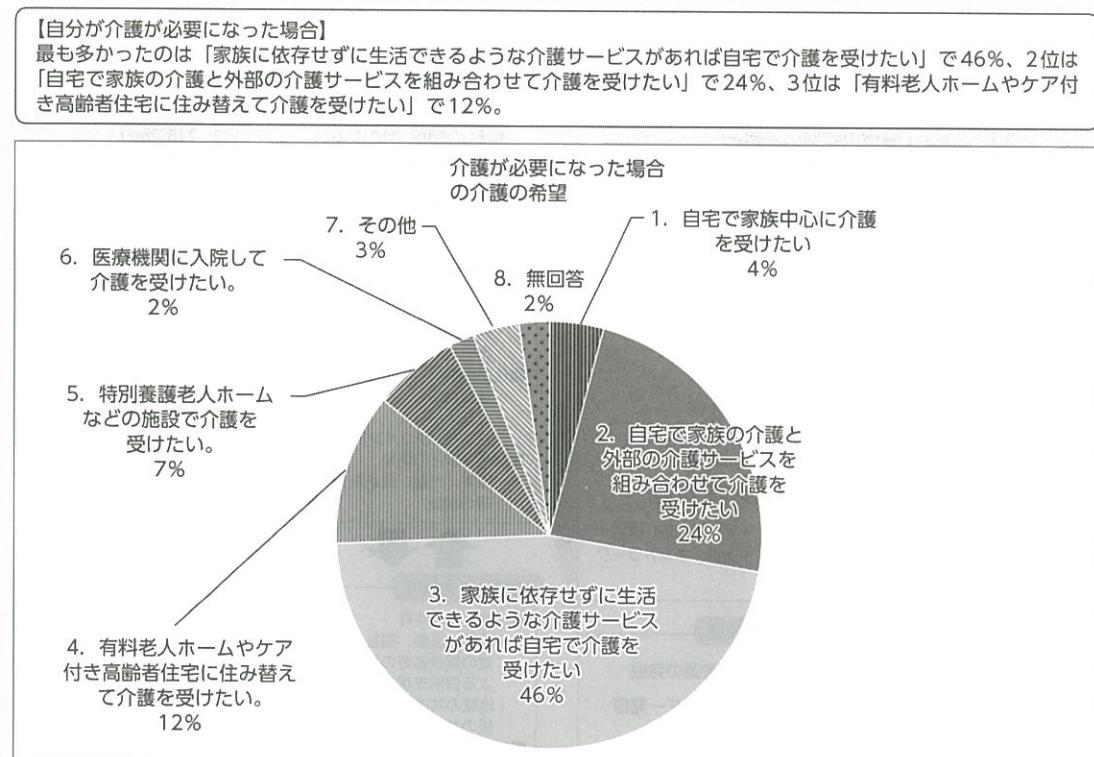
65歳以上の高齢者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ⁽¹⁰⁾以上の高齢者が増加し、2015年には345万人（10.2%）、2025年には、470万人（12.8%）と

予測している⁽¹¹⁾。先に引用した厚生労働省の資料における、世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯数の現状及び推計は、2010年20.0%（うち単独世帯は4,980千世帯）、2015年23.1%（同6,008千世帯）、2020年24.9%（同6,675千世帯）、2025年25.7%（同7,007千世帯）となっている。

ここで問題になるのは、認知症高齢者と単独世帯の増加である。高齢者と家族が一緒に暮らしている場合、本人の状況、また、どのようにして欲しいかは、自然と家族に伝わってきていたが、単独世帯や核家族化が進むなかで家族とのつながりが薄れてエンディングノートを活用すべき状況が生まれている。認知症になる前に周囲の人の為にも自身の希望をエンディングノートに記載しておいて欲しいと望んでいる。

たとえば、厚生労働省保健局の調査によると、自分に介護が必要になった場合、自宅での介護を希望する人は70%を超えている（図表3）。

図表3 介護の希望（本人の希望）



資料出所：「介護保険制度に関する国民の皆さまからのご意見募集（結果概要について）」厚生労働省老健局（2010年5月）

出所）厚生労働省（2015）『平成27年版厚生労働白書－人口減少社会を考える－』⁽¹²⁾

エンディングノートは、このような介護の希望だけでなく、さまざまなことを伝えることができる。各エンディングノートによって内容は多少異なるものの本人以外把握が難しい、①本人の本籍地、②生活習慣、好きなもの・得意なこと、③おつきあい、④家族・親戚、⑤介護の要望、⑥財産について、預貯金、有価証券、生命保険、年金、負債、ローンなど、⑦医療・終末期の要望、病名・余命告知、延命措置の希望、献体、⑧遺言書の作成の有無、判断能力が低下した場合の財産管理者の希望、⑨葬儀・お墓について、などが項目として準備されている。

エンディングノートを書くことにより、意思表示が難しくなった時に本人の意思を医療、介護、生活支援を支える専門職に伝える為に役立ち、日常生活を支えるサービス基盤にスムーズにアクセスできることになる。厚生労働白書平成27年版によれば、厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて「地域包括ケアシステム」の構築を推進しているところである⁽¹³⁾。

「地域包括ケアシステム」とは、図表4で概要を示したが、介護が必要な状態になっても、高齢者が可能

な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である⁽¹⁴⁾。

エンディングノートは、専門職に本人の意思を伝えることができ、地域包括ケアシステムの実現をスムーズにする重要な働きがあると考えている。

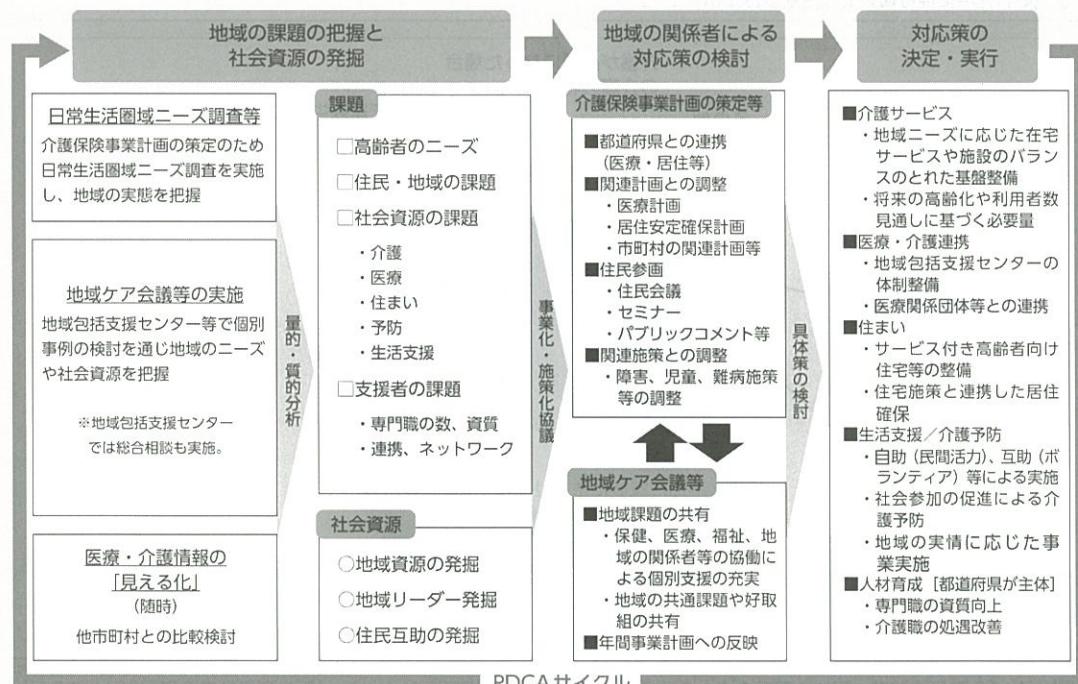
3. エンディングノートの必要性について

(1) Aging in Placeと地域包括ケア

Aging in Place (in late life) という言葉がある。言わんとすることは、「住み慣れた地域・自宅で最後まで自分らしく生き、老いることのできる社会の実現」という意味である。この言葉は、1980年代から学術誌で取り上げられ、1990年代から世界の多くの国々で使われている。日本においては、先に述べた「地域包括ケアシステム」という言葉とほぼ同義であると多くの研究者が指摘している。

Aging in Place (in late life) は、終末期に近い時期

図表4 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス（概念図）



出所) 厚生労働省 (2015)『平成27年版厚生労働白書—人口減少社会を考える—』⁽¹⁵⁾

を施設や病院に入居し、入院して老後の大部分を過ごすのではなく、住み慣れた地域で老いていくほうが幸せなのだというニュアンスは海外と共通している。このケアは、富裕層というより、大多数の中所得以下の人々、貧困層の高齢者などをイメージして使われる⁽¹⁶⁾。政策課題としてAging in Placeを挙げている国も多い。大学においては、Gerontology（老年学、加齢学）として、1940年以降米国で急速に研究が発達し、現在、米国で300を超す大学・研究機関においてこの教育が受けられると言われている。日本では、平成9年の厚生白書で「ジェロントロジー教育の必要性」が明記され、日本老年学会など学会活動は存在しているが、まだ社会的な認知度は低いと言える。2009年度より東京大学高齢社会総合研究機構が本格的なプロジェクト機関として設立された。学際的研究であり、学部横断的に講義が行われている⁽¹⁷⁾、今後期待される研究領域である。

(2) Gerontology（老年学）の概要と高齢者法について

Gerontologyは、「老年学」、「加齢学」とも訳されるように、加齢と高齢化に関する研究である。東京大学高齢社会総合研究機構と共同研究をしているニッセイ基礎研究所⁽¹⁸⁾によれば、日本は、2030年には65歳以上は3人に1人、75歳以上は5人に1人の割合になり、高齢化の社会の課題は多く、わが国として高齢社会の課題解決先進国を目指して研究をしている。

Gerontologyとしての課題は、①社会保障（持続性のある社会保障制度の再構築）、②労働力、GDP、経済（労働力の減少、国際競争力確保）、③医療・介護（医療、介護の諸問題（量的・質的）、病院・施設の対応限界）、④年金、生活保護（無年金、低年金者への対応、生活保護の増加）、⑤住宅政策（公共インフラ・住宅の老朽化、団地・民間マンション）、⑥交通政策（交通システムの再構築、地域全体のバリアフリー化）、⑦無縁社会（高齢者の閉じこもりと孤独死問題）、⑧地方の高齢化（地方の過疎化、限界集落、地域の消滅問題）である。

また、安心と生きがいとしては、①長生きリスク（老後の家計が心配）、②介護・認知症問題（老後の介護、配偶者の介護・認知症が心配）、③就労・生きがい（働きたいが場所がない、リタイア後の居場所・活躍場所がない）、④生活サポート（虚弱体質での生活不安—買物、移動、家事等、特に「買物弱者」の問題は現在小売業としても大きな課題としてとらえて対策を考えている）、⑤住まい・終末期の生活（終の棲家、円滑

な住み替えができるか）などがある。

Gerontologyは、超高齢化時代に相応しい「新しい生き方づくり」と「新しい社会システムづくり」という安心で活力ある超高齢社会の創造をするとともに、個人として人生90年～100年時代の人生設計を作るというものである。この推進体制として産・官・学で以下の図表5のように体制を組むべきとしている。

これらの推進は、高齢者だけの問題ではなく、次世代の高齢者である若者にとっても大変重要であり、実学としても位置づけられる。この中で今回、横浜商科大学地域産業研究所が行っている研究は、図表5の主に左半分、個人の部分で「学」と「官・民」（行政・自治体・住民）に係る部分である。

尚、この効果的な体制として、地域産業研究所は、地域福祉政策、医師・看護師・介護士の連携、地域包括ケアシステムの充実、地域交流の促進、法律家のアドバイスなどの一体的なサービスが必要だと考えている。この点に関しては、東京大学法学院の樋口範雄教授が、『超高齢社会の法律、何が問題なのか』⁽¹⁹⁾において、高齢者問題は「法律問題」と捉え、高齢者をめぐる問題は、「社会生活上の医師」として医療におけるホームドクターと同様に、気楽かつ容易にリーガルサービス（法的助言をするサービス）が受けられる状況を作るべきとしている。かかりつけの開業医のような「生活の法的助言者（書類作成助言など）」が一般庶民に定着していないことを課題にしている。日常生活では、事件性のある法律事務なども少ないので弁護士や司法書士のみではなく、登録人数が多く地域的な偏在性の少ない行政書士が住民の最も身近な専門相談者としてその任を担うことができると考えている。地域産業研究所の研究員には、弁護士、司法書士・行政書士などが在籍している。各団体のホームページ(HP)によれば2016年7月1日現在、弁護士は37,639名（日本弁護士連合会）、司法書士は22,013人（日本司法書士連合会）、行政書士は45,441人（日本行政書士会連合会）おり、高齢者の生活の法的助言を担う専門家であり、もし全員が多少でも助言できれば10万人以上で対応できることになる。さらに日本税理士会連合会の登録者は、75,571人（2016年6月現在）、全国社会保険労務士連合会の登録者は、39,888人（2015年9月）であり、この専門家の協力も期待できる。

尚、アメリカの弁護士登録者数は、American Bar Association⁽²⁰⁾によれば2016年時点で1,315,561人であり、日本の法律事務を扱う関係専門家合計10万人に比較して人口比を考慮しても大きな数字である。

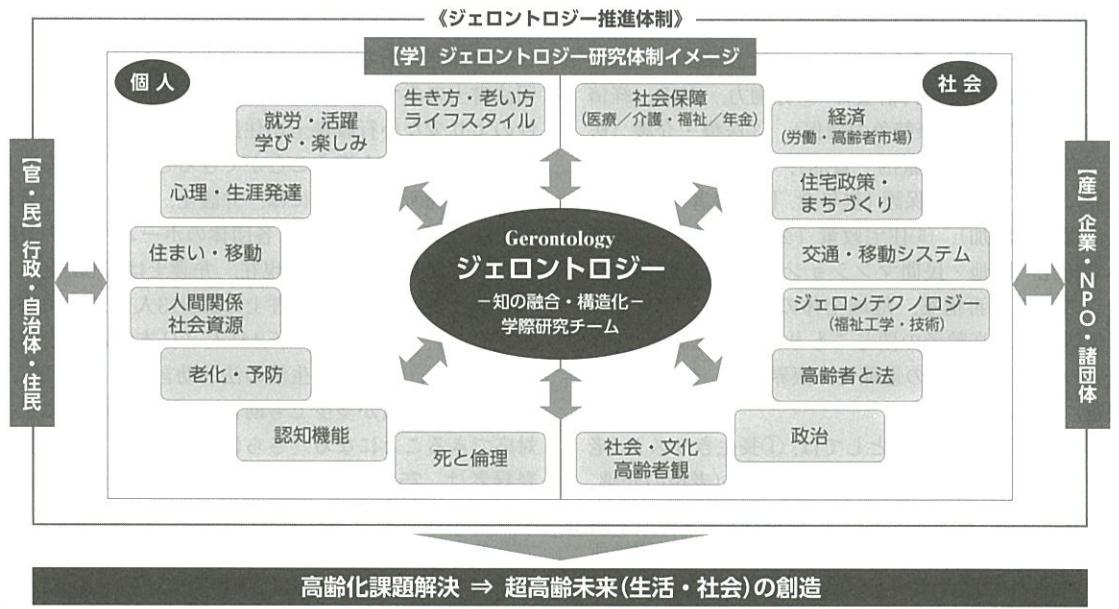
アメリカでは、高齢者をとりまく法律問題の増大を反映して「高齢者法」という一つの世代を対象とする法分野が誕生している。「高齢者法」は、対象を高齢者に特化した法分野であるがゆえに、高齢者特有の課題に焦点をあて、高齢者をめぐる法理論の発明を試みている。そして、高齢者にかかる法制度全般を対象とし、横断的に検証する学問領域となっている。例えば、社会保障制度のみならず、従来わが国では民事法の領域とされた成年後見制度を対象とするなど、わが国では社会保障法、労働法、家族法、医事法、刑事法といった各領域でそれぞれ取扱っている課題を、高齢者という視点から体系的に考察する法分野になっている。アメリカにおいて高齢者法が誕生したのは、高齢者が他と異なる社会保障制度を必要とする法主体であると捉えられたためであろう⁽²¹⁾。

日本においても現在、「高齢者法」の研究が進みつつあり、横浜国立大学教授の関ふ佐子（代表研究者）は、高齢者法研究会を創設し、2015年2月28日付で「新分野高齢者法の構築—理論と実務の連携から—」というタイトルで概要を発表した。法学の研究者と多分野の

研究者及び実務家が学際的・横断的な共同研究を行うためである。高齢者特有の法的支援を実務家と連携して進めるためである。テーマとして取り上げている内容は、日本特有の高齢者をめぐる法的課題について、弁護士にとって依頼者は高齢者か家族かという依頼者特定の問題、依頼者の高齢による能力低下の問題などを挙げている。そして、今後の研究会の課題として次の10項目を挙げている。①高齢のクライアントをめぐる倫理の問題、②雇用における年齢差別、③成年後見人の在り方、④介護の質の保証、⑤公的年金などの所得保障、⑥医療保障政策と質の保障、⑦医療におけるインフォームドコンセント・患者の意思決定・安楽死の法的課題、⑧住宅保障・居住支援と法的課題、⑨財産管理のあり方、⑩高齢者虐待・遺棄・犯罪と法的対応などである。

これらの「高齢者法」の課題は、エンディングノートの充実にも通じるものでありその成果に期待したい。尚、関教授は、アメリカの高齢者法（Elder law）の研究においても日米の比較から興味深い成果を上げている⁽²²⁾。

図表5 Gerontologyの全体像
ジェロントロジーとは…（研究推進体制）



出所）ニッセイ基礎研究所 ジェラントロジーフォーラム、東京大学高齢社会総合研究機構
2014年12月「ジェラントロジーとは②」から抜粋

(3) 地域包括ケアシステムとエンディングノート

我が国は、高齢化が早いスピードで進んでいること、世帯主が65歳以上の夫婦のみの世帯や単独世帯が増加していることは先に確認した通りである。また、自宅で介護を希望する人は、厚生労働省（平成27年版）によれば、50%を超えており、しかし、こうした希望を実現する為には、地域において介護・福祉サービス等が適切に確保される必要がある。

「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要な状態になっても、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域での有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される、Aging in Place体制である⁽²³⁾。

高齢化の進展にともない、医療と介護の両方のニーズを同時に求める高齢者が増加している。このような高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるようにするには、地域における医療・介護の関係者が連携する、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供を受けることになる。それに加えて医療の選択、住まいの選択、財産管理、日々の暮らし、延命治療の選択、病名の告知、臓器移植、ターミナルケア、自らの死への準備など高齢者にとって複雑な手続きを行わなければならない。高齢化にともない本人の理解力の低下も問題となる。特に独居者の場合、関係者から本人への説明が十分理解に足るものかも課題である。このような時に法的助言者が関わる体制を作ることができれば高齢者にとり安心な仕組みになる。

いわゆる「終活」の中で自らの状況を整理して、自らの考えをはっきりさせ、判断力が低下した時に家族や関係専門職に意思を伝達する為にエンディングノートを用意しておいたほうが良い状況が増加していくと考えられる。

地域包括ケアシステムとの連携で関係者に伝えるべきことを列記すると、かかりつけの医療機関、重病の場合に告知を希望するか、延命措置が必要になった時の希望はどうなのか、どのような最期を望むか、献体や臓器提供の希望はあるか、などである。また、亡くなった人が、単独世帯の場合、親戚と疎遠の場合、近くに親類縁者が居ない場合など病院からの遺体の引き取りはだれが行い、どこに安置するか、関係者・親戚・友人への連絡はどこまで行うか、通夜・葬儀への希望はあるのか、葬儀について互助会に入会しているのか、宗教はあるのか、菩提寺はあるか、喪主はだれにするか、お墓はあるのか、など周囲の人が対応するにあた

って基礎的なことが分からないことが多い。届出・手続きとして死亡届の提出、年金関係の手続き、ガスや電気などを止めるなどを含めて公共料金等の手続き、遺言書の有無、遺産相続の手続きなどが短期間で進行していく。そして葬儀の後には遺品の整理や自宅の処分、賃貸住宅の場合は契約解除などが発生する。

さきに述べたように近い将来4世帯に1世帯が一人暮らしの高齢者か、高齢の夫婦だけで暮らす世帯になるので、子供や親戚がいても離れて暮らしていれば、老夫婦の交友関係や取引をしている金融機関の情報を知る機会はない。特に高齢者が孤立して生活していた場合、関係する情報をどこから得るかということが課題となる。

このような状況の解決策としてエンディングノートの活用を行政も注目している。

4. エンディングノートの内容

(1) 横浜市鶴見区版エンディングノート

エンディングノートの目的は、医療や介護、葬儀、遺産相続、お墓など、万一の時にどうして欲しいかということを伝えるとともに、これから的人生を安心して、自分らしく生きていく助けにするものである。書店やインターネットで入手することは容易にできる。現在のところ地域産業研究所は、内容が絞り込まれていて簡単にかける「エンディングノート 横浜市鶴見区版」を使って講習会を開いている。これは、6ページの薄いものであり、内容は、最低限必要なものである。横浜市磯子区が作っているものもほぼ同様な内容・ボリュームになっている。

①注意事項としての特記は次の通りである

「もしもの時にはこんな事を伝えたい」そんな気持ちをちょっと紙にまとめてみませんか？もしもの時…というと最期を思い浮かべがちですが、その前の段階、例えば、病気になって時、判断力が低下した時…そんな時にご自身の思いを伝える1つとしてご活用いただければと思います。

このノートは全部、記入しなくても大丈夫です。書きたいところから書いてください。記入後は保管場所に気を付けて下さい（預金通帳、財産状況など身内にも知られたくないことがあります、このように注意書きをしている）。

このノートは、法的な拘束力があることを想定していないので注意して下さい。法的な手続きなど

は専門家にご相談ください。このノートは大切に保管しておいてください。（記入日を書き、署名をするようにしている関係で、遺言書ではないことをはつきりさせている）。

②主な内容

・私自身のこと

氏名、生年月日、旧姓、本籍地（死去した時に本籍地に戸籍を請求するなど必要）、現住所、電話番号、携帯電話番号、出身地、血液型

・私の生活習慣

起床、就寝、食事、運動、入浴、お通じなどの時間等（施設に入所した時など介護担当者が本人に沿った対応ができる）

・私の好きなもの・得意なこと

好きな食べ物、季節、テレビ、色、音楽、歌手、有名人、得意なこと、趣味、昔の職業、大切にしているもの（理由は同上）

・私のおつきあい

（本人のお付き合いは子供、親戚にはわからない）

・私の家族・親戚

（おつきあい、家族、親戚は、どちらも危篤などの連絡に必要）

・もし、介護が必要になったとき

誰に介護して欲しいか、どこで介護を受けたいか（専門職にとり本人の意向を大切にしたい）

・財産について

資産状況、預貯金（金融機関名・支店名）、有価証券、生命保険・各種保険、年金、不動産、ローン返済・負債、その他貴金属など（使用している金融機関、支店名がわかれれば問い合わせなど可能になる）

・医療・終末期について

かかりつけ医、もし重大な病気になったら、告知を希望するか、将来延命措置が必要になった時の希望、どのような最期を望んでいるか、献体や臓器提供の希望と登録状況。

・遺言書について

遺言書を作成しているか、どこに保管しているか（自宅、公証役場、その他）、遺言書を作成している場合、どのような思いで作成したか。

・判断能力が低下した場合（認知症など）財産の管理は誰に頼みたいか、配偶者、子供、その他親族、専門家。

・葬儀・お墓について

葬儀への希望、宗教について、お墓の有無、互助会に入っているか。

(2) エンディングノートと遺言書について

エンディングノートと遺言書との違いを聞かれることが多いので両者の違いを整理すると図表6のようになる。

エンディングノートは、遺言書と異なり、法的な効力（強制力）がないことが一番の違いである。遺言書は、民法（第五編 相続第882条～第1044条）で定められており、一般的に利用される遺言書の形式は、大きく2つに分かれる。自分ですべての文書を書く「自筆証書遺言」と公証人が作成する「公正証書遺言」である。遺言により財産を承継させるには、法的効果がある遺言書が有効であり、遺言書とエンディングノートの双方の特性を理解して使い分けることが大事になる。相続については、エンディングノートは、遺言書の下書き的な意味合いもある。

遺言書を書くことを強く勧めるのは次のような場合である。①子供のない夫婦、一方が亡くなるとその兄弟姉妹も相続人になり、取り分を請求される可能性があり、「配偶者に全財産を相続させる」と遺言を残しておけば兄弟姉妹には遺留分の権利がないので遺言通りの相続ができる。②献身的に介護をしてくれた長男の嫁や内縁の妻など法定相続人ではない人に財産を遺贈したいのであれば、遺言書を作成しておく必要がある。③天涯孤独で相続人の無い人は、遺言書がなければ原則として財産は国庫に帰属することになる。お世話をになった人に遺贈する場合、母校や慈善団体などに寄付する意向があれば遺言書を書く必要がある。④相続人となる子供同士が疎遠場合、感情的な対立がある場合には、遺産分割協議がまとまらず「争族」を避けるためにも遺言書を書いておく必要がある。⑥相続人の中で事業を承継せらるなど特に多くの財産を相続させたい人がいる場合や、特定の財産を特定の相続人に承継させたい場合、⑦相続人の数が多くて遺産分割協議に手間と時間がかかりそうな場合。

以上のようなケースは、遺言書を書くことでトラブルを回避して相続を円滑にできエンディングノートの作成と遺言書の作成を同時に薦めることになる。

「自分のところは、財産といえば家しかなく、他の資産はほとんどないし兄弟仲が良いので争いになるわけがない」というのは誤った認識である。相続遺産額

図表6 エンディングノートと遺言書の違い

	エンディングノート	遺 言 書
法的な効力	なし	あり
死後自由に開封可能か	できる	自筆証書遺言書はできない
遺産相続の手続き	できない	できる
医療・介護など生前の希望	書ける	書けない
残された方へのメッセージ	自由に書ける	付記として最後に書けるが、遺産相続に関することを書く

出所) 筆者作成

5千万円以下の場合、さらに生前に相続について検討をしていない場合、相続財産として家と土地が主で現金・預金が少ない場合は、不動産は分割が難しい為、残された家族がもめてしまうケースが多い、「平成24年の国税庁の相続の申告状況について」を参照すると相続財産の内訳では、土地が45.9%、家屋が5.3%、有価証券が12.3%、現金・預金等が25.4%、その他が11.1%となっていることからも相続財産は土地のみの人が多いことが分かる。平成24年の司法統計をみると遺産額別の調停などの成立件数は、1千万円以下が32%、1千万円～5千万円が43%、5千万円超が19%、算定不能・不明が6%となっており、相続争いの約8割弱は遺産額が5千万円以下の一般家庭である。それでも比較的大きなお金がからむことなので、それまで親しかった優しい兄弟や親戚が、まるで別人のようになってお互いの主張を曲げず、話がまとまらないケースが多い状況からも遺言書を残す必要がある。今後高齢者が増えるということは、死亡する人数も増えるという意味で「大相続時代」でもある⁽²¹⁾。

(3) 「エンディングノート講座」で集中した質問

平成28年6月18日に本学で行った「エンディングノート講座」における質問は成年後見制度に質問が集中した。アンケートの答えでは、医療・終末期、遺言書作成に興味を持った人が多かった。

2000年（平成12年）4月、民法等の改正によって新しい「成年後見制度」が開始された。新しい成年後見制度には、従来の禁治産者・準禁治産者を改めた「法定後見制度」と自分の意思であらかじめ任意後見となる人を決めて契約しておく「任意後見制度」がある。成年後見制度は、精神上の障害等（認知症、知的障害、精神障害等）によって判断能力が不十分であるために、契約など法律行為の意思決定が困難な人の能力を補う

制度で、本人に代わって（代理して）法律行為を行う事務である。従って身の回りの世話をする身体介護などの行為は含まない。「法定後見」の場合には、代理できる事務を民法に定めている。判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」に分けられ、自身でほとんど判断できない状況をされる後見では、財産に関するすべての法律行為を代理するが、判断能力が残っている保佐や補助では、申し出の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」を代理する。

「任意後見」の場合には、個別具体的に本人が代理を必要とする行為を契約で定めるため、法定後見とは異なり代理する事務内容はさまざまになる。

成年後見制度の利用状況は、平成27年は、後見が27,521件、保佐が5,085件、補助が1,360件、任意後見監督人選任は816件で合計34,373件（図表6）、平成12年から平成27年までの合計では365,595件となった⁽²⁵⁾。厚生労働省の調査によると、平成24年現在の認知症高齢者は、462万人に及んでおり、高齢者の15%になっている。また、知的障害者74万人、精神障害者320万人（平成27年版障害者白書・内閣府）⁽²⁶⁾、高次脳機能障害、判断能力の低下を伴う発達障害者を合わせると、この制度を利用すべき者は800万人を超えていると考えられ、まだ成年後見制度の利用が不十分であるが、それだけの後見人の手配が現状ではできることは確かである。

誰が成年後見人になっているかをみてみると、平成27年1月から27年12月までの1年間（図表9 成年後見人等と本人との関係別件数）で、子、兄弟姉妹、配偶者、親その他親族が成年後見人に選任されたものが、全体の29.9%（前年は35.0%）となっており、減少傾向が続いている。一方で、親族以外の第三者が成年後見人に選任されたものは、全体の70.1%（前年は、65.0%）となっており、その割合は拡大している。第三者後見人の状況は、弁護士が36.2%、司法書士が42.7%、社会福祉士が3.7%、税理士が0.4%、行政書士が3.7%（こ

れらの土業計22,074件の割合）。

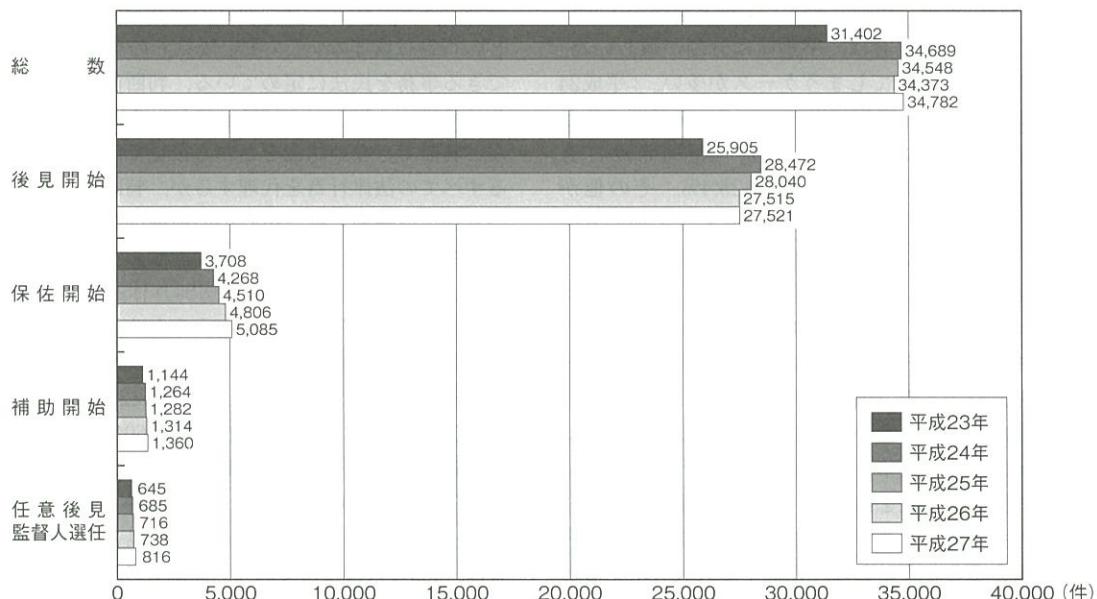
申立人と本人の関係では、本人の子が最も多く全体の30.2%，次いで市町村長の17.3%，本人の兄弟姉妹が13.7%となっている。市町村長の申し立てが第2位になっているのは、単独生活者の増加を反映しており、今後さらに拡大するものと思われる（図表8 申立人と本人との関係別件数）。

審理期間は、2ヵ月以内に終局したものが全体の76.2%，4ヵ月以内に終局したものが全体の94.7%であ

った（図表7 審理期間について）⁽²⁷⁾。

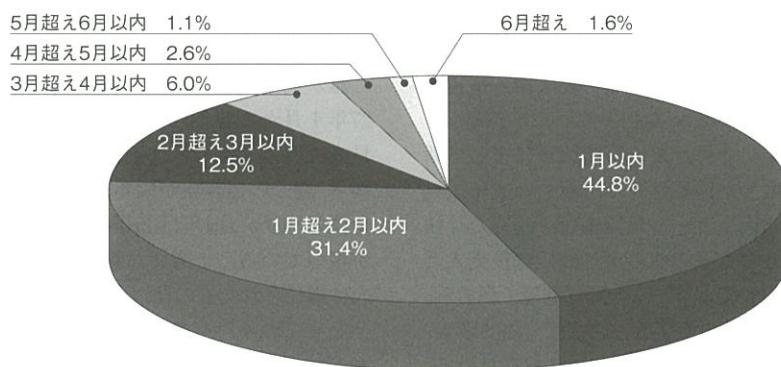
「エンディングノート講座」において、成年後見制度に質問が集中したのは、必要性がありながら制度として使い方が分からず、使いづらい点があるのではないかと考えられる。先に述べたように増加する認知症高齢者に対して全部の需要をカバーすることはできず、説明会出席者が質問をしてきた理由がここにあるものと思われる。市民後見人は、増加しているものの今後の課題である。

図表6 過去5年における成年後見申立て件数の推移



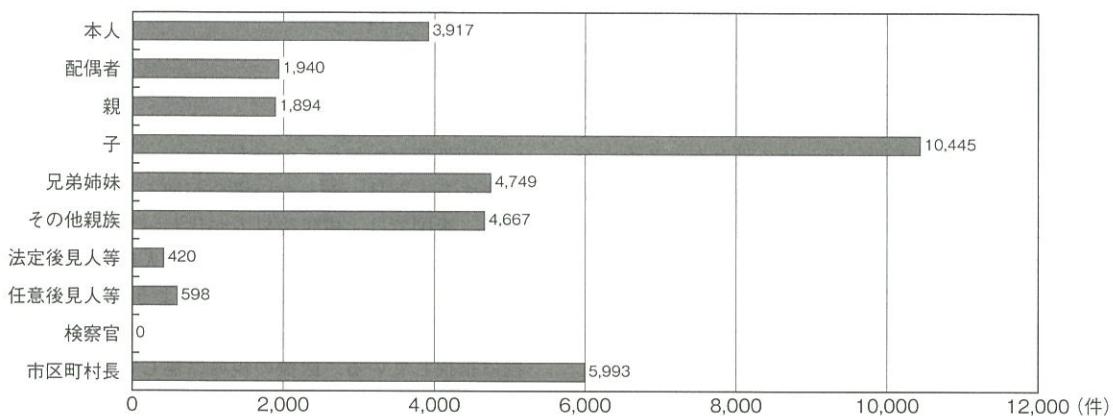
出典)「成年後見関係事件の概況 一平成27年1月～12月」最高裁判所事務総局家庭局より抜粋

図表7 成年後見審理期間について



出典)「成年後見関係事件の概況 一平成27年1月～12月」最高裁判所事務総局家庭局より抜粋

図表8 成年後見の申立人と本人との関係別件数



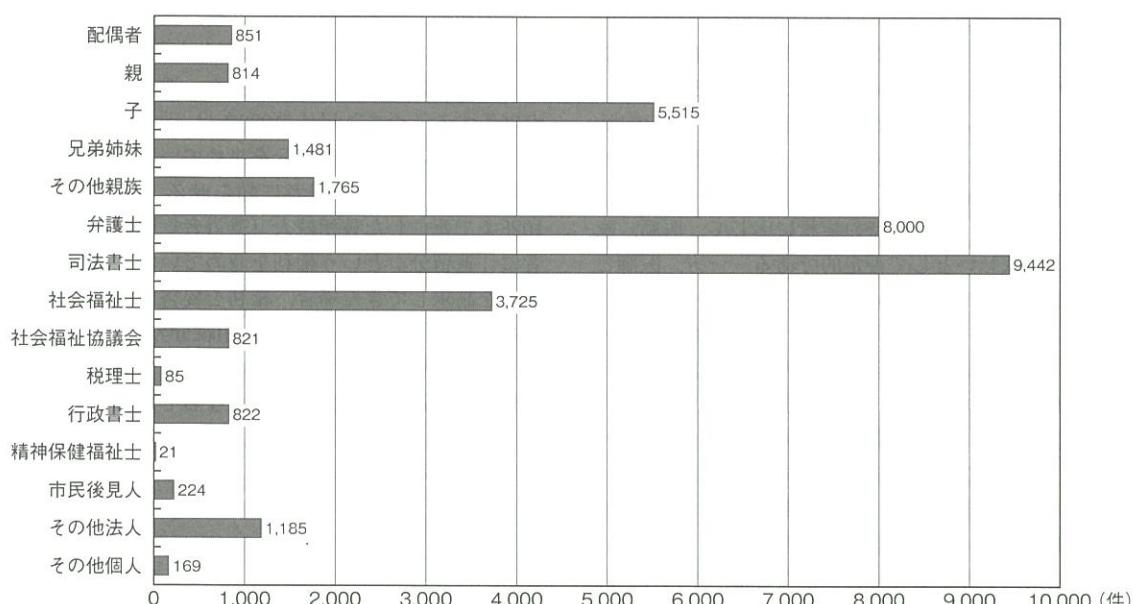
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

(注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,623件）を母数としている。

(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

出典) 「成年後見関係事件の概況 一平成27年1月～12月」最高裁判所事務総局家庭局より抜粋

図表9 成年後見人等と本人との関係別件数



(注1) 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(注2) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,920件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（32,183件）とは一致しない。

(注3) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(注4) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、弁護士法人285件、司法書士法人269件、税理士法人2件及び行政書士法人34件をそれぞれ含んでいる。

(注5) 市民後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

出典) 「成年後見関係事件の概況 一平成27年1月～12月」最高裁判所事務総局家庭局より抜粋

次に質問として上がったのが「医療・終末期」である。主旨は、終末期医療の差し控えと中止、尊厳死との関係だと思われる。終末期医療において、人工呼吸器等の延命措置を行うか否か、いったん始めた処置を中止できるか否かが問題になっている。中止できなくなるのは、医師が殺人罪に問われる恐れがあるからだという。厚生労働省の「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」平成26年3月、終末期医療に関する意識調査等検討会によると、平成25年では、「自分で判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか、あるいは受けたくないかなどを記載した書面（リビングウィル）をあらかじめ作成しておくことについてどう思いますか（○は1つ）」という質問に対して一般国民は、69.7%が賛成し、医師は、73.4%、看護師は、84.7%、介護職員は、83.9%が賛成している。賛成者に「実際に書面を作成しているか」を聞くと、作成している一般国民は、3.2%と極めて少數派である。また、「あなたは、自分で判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか、あるいは受けたくないかなどを記載した書面（リビングウィル）に従って治療方針を決定することを法律に定めてほしいと思いますか（○は1つ）」に対しては、一般国民は、22.2%が定めて欲しい、42.6%が定めなくてもよい、10.6%が定めるべきではない、としている。約半数以上の人々は、その時の症状に応じて、医師、家族に決めて欲しいとして否定的である。一方、医師と看護師は意見が二分している⁽²⁸⁾。

このように終末期医療は、医師にとっても課題が大きい。「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン（2007）」の検討会で座長を務めた樋口範雄・東京大学法学部教授は、著書の中で、このガイドラインが示したのは3点である、として次を上げている。

そして、ガイドラインは、終末期医療について丁寧なプロセスを尽くすことを求めたとする。

- ①終末期医療をどこまで行うかなどは、本人の意思決定に基づくべきである。ただし、家族も支援を行ふ為にその内容を知ることが大切であり、本人の意思が明確でない場合には、何を本人が望んでいるかを知るために家族の役割がいっそう重要ななる。
- ②医師は単独で判断せず、医療ケアチームでどのような終末期医療を行うかを検討し、判断する。患者、家族、医療ケアチームが合意に至ったなら、それはその患者にとって最もよい終末期医療だと考えられる。

③緩和ケアの充実を図ることは重要であり、国はその責任を負う。

そして、診療に際し、検査であれ、手術であれ、本人の同意が必要とされるが、判断力の衰えた高齢者の場合、それが容易ではないケースがあり、家族がいない単独世帯が増加するのであるから、本人に代わって同意する人が見つからない場合が増えることが予想される。米国では、成年後見人が代わって同意を与えることができるが、日本では成年後見人に医療同意権はない。また、アメリカでは、このようなケースでは、医療代理人を自分で決めることもできると樋口範雄教授は指摘している。医療の現場は難しい状況を抱えている。

次に「遺言書の作成」が上がった。エンディングノート書き方説明会の後、個別質問を受けたが、個別になると多くの人が、財産と遺言書の作成について質問した。

被相続人は、相続人の確定、相続財産の確定、そしてどの相続人にどれだけ相続させ、又は相続権の無い人に遺贈するかを決める。民法自体が認める大原則は、民法の規定による法定相続よりも、遺言書による相続が優先する。つまり民法第900条は、「任意規定」であり、当事者が自分で相続分を決めていない場合だけに適用されることを相談者に知らせる。民法には、第1028条で死亡した被相続人（遺言者）の親や子、配偶者に「遺留分」という権利を認めていて、相続人が遺留分を請求してきた場合、権利を侵害できないことを知らせた。「遺留分」は、法定相続分の二分の一まで、権利として相続取得できるということである。先の樋口教授は、遺言書を作成してもなおその内容を否定する「遺留分」に基づく権利主張を認めることができない原因になっていると指摘している。

5. おわりに

高齢社会の問題点について述べた部分が多いが、高齢社会は長寿社会であり、本来、世界に誇れる社会であることを忘れてはならない。高齢者が安心して生活できるようにその基盤の一助になることが我々の活動の目的である。

今までの経験から、今後のエンディングノートについて次のように提案をしたい。

- ①エンディングノートは、医療、介護、葬儀、遺産相続、お墓など高齢期のテーマをすべて網羅しているので、記入するのが面倒と思う人も多いが、

- 順番に答えることで完成するので気軽に取り組めることを知らせる。「終活」の必要性は分かっていてもどこから始めて良いか分からない人にはエンディングノートを書くことを勧めたい。
- ②また、書きやすいところから始めると良い。
- ③エンディングノートを書くために自分の財産状況を整理したり、必要なことを調べたりすることで不安になっていたことを払拭できる。
- ④介護の手続きや財産管理など依頼する専門家の力を借りる機会となる。
- ⑤今後、新たな「横浜商科大学版エンディングノート」を作成する。2分冊として、他の人の目に触れないように「財産管理・相続版」と「医療・介護・その他版」として、財産に関するることは別に金庫等に保管する。一方「医療・介護・その他版」は、急な入院などに備えて分かり易い場所に置いておく。
- ⑥なるべく「遺言書」を作成するように勧める。エンディングノートと遺言書は、相互補完的な関係にある。
- ⑦高齢者だけでなく若い世代に事故や意識の戻らない病気など万が一に備えて書けるエンディングノート、また、危険を伴う職業に就いている人（自衛官、消防官、警察官など）にも書きやすいエンディングノートの開発をしたい。

今後、全国的にエンディングノートを普及させる為

に、大学発のベンチャーとしてNPO法人を設立して「終活・エンディングノート」の資格制度を作りたいと考えている。

尚、執筆は地域産業研究所関係者で行い、分担は次のようにになっている。

小林二三夫	横浜商科大学教授 地域産業研究所所長 博士（総合社会文化） 執筆全般
伊藤 裕久	横浜商科大学客員教授 地域産業研究所主任研究員 執筆
野口 幸子	横浜商科大学学術情報センター職員 資料収集・分析担当
横山 千尋	横浜商科大学学術情報センター職員 講習会のデータ整理・グラフ作成担当

資料

平成28年6月18日開催「エンディングノート講座」アンケート回答（抜粋）

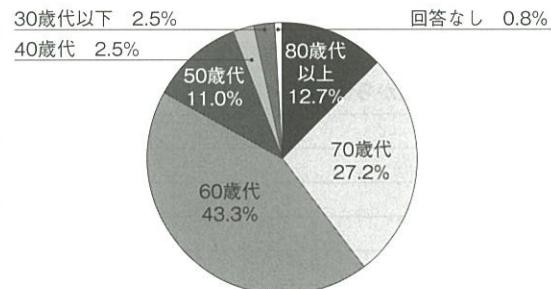
対象者：講座受講者130名（講座の対象者は神奈川県横浜市鶴見区を中心とした一般市民）

方法：講座受講者にアンケート用紙を渡し記入してもらう形式で実施

回答者：118名（回収率90.77%）

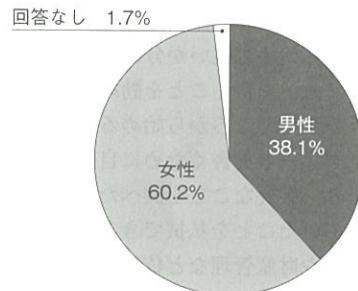
①年齢（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
80歳代以上	15	12.7
70歳代	32	27.2
60歳代	51	43.2
50歳代	13	11.0
40歳代	3	2.5
30歳代以下	3	2.5
回答なし	1	0.8



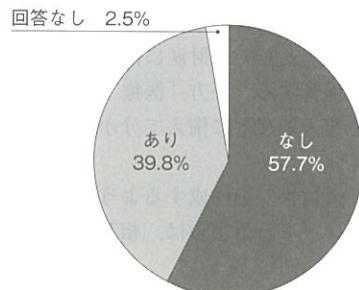
②性別（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
男性	45	38.1
女性	71	60.2
回答なし	2	1.7



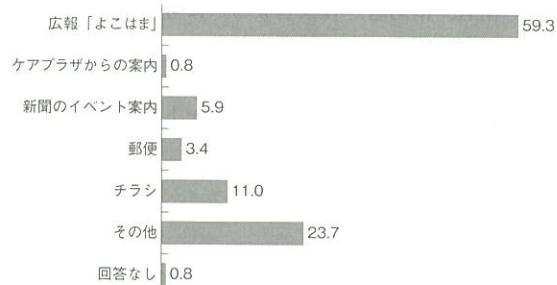
③同行者（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
なし	68	57.7
あり	47	39.8
回答なし	3	2.5



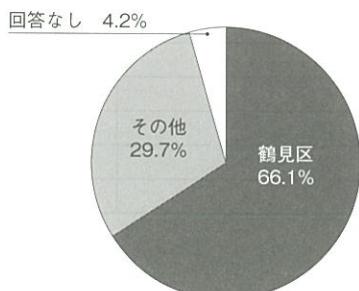
④本日の講座を何で知りましたか？（複数回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
広報「よこはま」	70	59.3
ケアプラザからの案内	1	0.8
新聞のイベント案内	7	5.9
郵便	4	3.4
チラシ	13	11.0
その他	28	23.7
回答なし	1	0.8



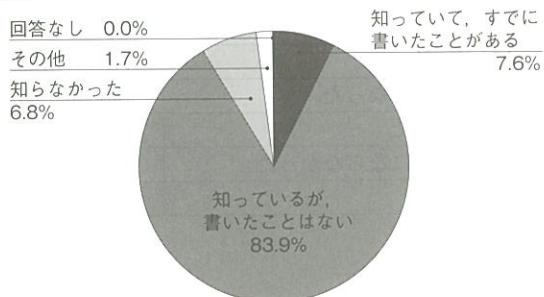
⑤本日はどちらからお越しになりましたか？（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
鶴見区	78	66.1
その他	35	29.7
回答なし	5	4.2



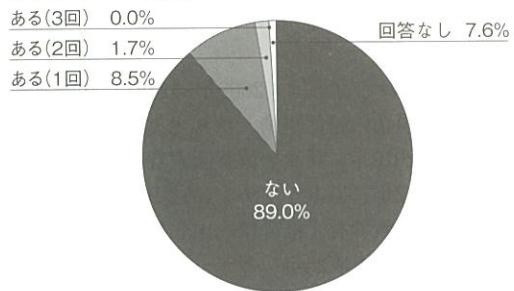
⑥エンディングノートについて知っていましたか？（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
知っていて、すでに書いたことがある	9	7.6
知っているが、書いたことはない	99	83.9
知らなかった	8	6.8
その他	2	1.7
回答なし	0	0.0



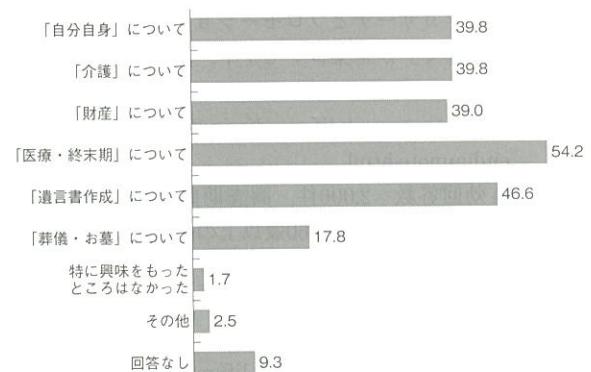
⑦過去にエンディングノート講座に参加されたことはありますか？（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
ない	105	89.0
ある（1回）	10	8.5
ある（2回）	2	1.7
ある（3回）	0	0.0
回答なし	1	0.8



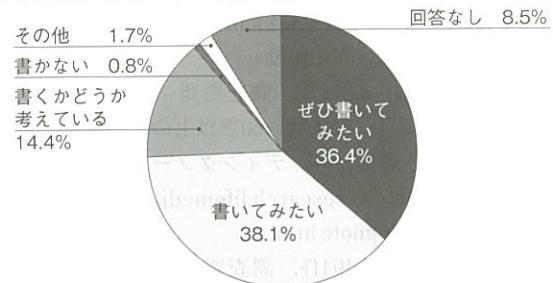
⑧エンディングノートの中で、何の項目について興味を持たれましたか？（複数回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
「自分自身」（趣味やつきあいの範囲、家族のことなど）について情報を整理し、伝えられるところ	47	39.8
「介護」について	47	39.8
「財産」について	46	39.0
「医療・終末期」について	64	54.2
「遺言書作成」について	55	46.6
「葬儀・お墓」について	21	17.8
特に興味をもったところはなかった	2	1.7
その他	3	2.5
回答なし	11	9.3



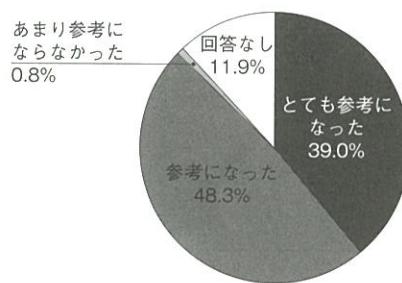
⑨本日の講座を聞いて、エンディングノートを書いてみようと思いましたか？（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
ぜひ書いてみたい	43	36.4
書いてみたい	45	38.1
書くかどうか考えている	17	14.4
書かない	1	0.8
その他	2	1.7
回答なし	10	8.5



⑩今回の講座は参考になりましたか？（単回答）

	度数	%
サンプル数	118	100.0
とても参考になった	46	39.0
参考になった	57	48.3
あまり参考にならなかった	1	0.8
回答なし	14	11.9



引用・注記

- 1 「終活」という言葉は、2009年に週間朝日で連載された「現代の終活事情」から生み出された言葉とされ、2010年に新語・流行語大賞にノミネートされ、2012年にはトップテンに選出された
- 2 日本の世帯数の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所（平成25年）のデータによる
- 3 (株)ライフメディア (<http://www.lifimedia.co.jp/>) 平成12年富士通(株)からスピナウト、「マーケティングリサーチとプロモーションで企業と生活者をつなぐ」が企業コンセプト。調査結果を図表1に示す。
- 4 http://research.lifimedia.jp/2015/02/150218_endingnote.html
有効回答数 2,000件、調査期間 2015年2月15日～26日、対象者 60歳以上の全国男女、キーワード：終活、エンディングノート
- 5 (株)ライフメディア「終活・エンディングノートに関する意識調査」
・2012年 http://research.lifimedia.jp/2012/02/120229_endingnote.html
有効回答数 3,433件、調査期間 2012年2月17日～2月23日、対象者 60歳以上の全国男女、キーワード：終活、エンディングノート
・2013年 http://research.lifimedia.jp/2013/02/130220_endingnote.html
有効回答数 3,611件、調査期間 2013年2月7日～2月13日、対象者 60歳以上の全国男女、キーワード：終活、エンディングノート
・2014年 http://research.lifimedia.jp/2014/02/140219_endingnote.html
有効回答数 3,494件、調査期間 2014年2月6日～2月12日、対象者 60歳以上の全国男女、キーワード：終活、エンディングノート
- 6 横浜商科大学×鶴見区役所の「エンディングノート講座」は、平成28年6月18日に横浜商科大学で実施した。参加者 130名、60歳以上の参加者は、83%。アンケート結果は本報告書の付表として添付する。
- 7 総務省統計局 平成28年6月20日発表、「人口推計—平成28年6月報—」
<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201606.pdf>
- 8 WHO（世界保健機関）や国連の定義によると、65歳以上の人口の割合が7%超で「高齢化社会」、同14%超で「高齢社会」、同21%超で「超高齢社会」とされている。
- 9 厚生労働省（2015）『平成27年版厚生労働白書—人口減少社会を考える：希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して』6ページ
- 10 「認知症高齢者の日常生活自立度」については、厚生労働省の次のサイトを参照：
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2013/02/dl/tp0215-11-11d.pdf>
- 11 「厚生労働省における高齢者施策について」（平成26年4月15日）厚生労働省老健局高齢者支援課長高橋謙司。
- 12 厚生労働省（2015）『平成27年版厚生労働白書—人口減少社会を考える：希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して』252ページ
- 13 同上書 251ページ
- 14 同上書 第1部2章2節

- 15 同上書 256ページ
- 16 『地域包括ケアシステム』(2013), 西村周三監修, 国立社会保障・人口問題研究所編, 慶應義塾大学出版会, 1~5ページ
- 17 東京大学高齢社会研究機構
<http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/>
- 18 東京大学高齢社会総合研究所とニッセイ基礎研究所 ジェロントロジー・フォーラム (2014年12月) 資料を参考にした.
- 19 『超高齢社会の法律, 何が問題なのか』(2015) 樋口範雄著, 朝日新聞出版参照.
- 20 American Bar Association (ABA National Lawyer Population Survey, Historical Trend in Total National Lawyer Population 1878–2016,
http://www.americanbar.org/resources_for_lawyers/profession_statistics.html
- 21 この部分は, 横浜国立大学教授 関ふ佐子の論文『アメリカ高齢者法の沿革』(2008) より引用している.
Yokohama National University NII-Electronic Library Service,
http://ci.nii.ac.jp/els/110007126542.pdf?id=ART0009065172&type=pdf&lang=en&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1467669264&cp=
- 22 同上論文
- 23 『平成27年版厚生労働白書』第1部 251ページ
- 24 日経新聞2012年2月19日付では, 「大相続時代 備えは 資産整理, 遺言きっちり」として, 年間50兆円規模の遺産が受け継がれていく「大相続時代」, 家計に大きな贈り物となる可能性もあるが, 膨大な手続きが必要なうえ, 遺族の争いに発展することも多い. 生前の準備が大きなカギになると遺言書の作成を強く勧めている.
- 25 「成年後見関係事件の概況—平成27年1月～12月」最高裁判所事務総局家庭局
<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken/>
- 26 『平成27年版 障害者白書』内閣府
<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h27hakusho/zenbun/index-pdf.html>
- 27 「成年後見関係事件の概要 平成25年1月から25年12月」尚, さらに詳細な資料は, 最高裁判所のホームページに掲載されている.
- 28 「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書」平成26年3月, 厚生労働省, 終末期医療

に関する意識調査等検討会, 詳細・広範な質問に対する回答が報告されている. 過去の調査についても掲載されている.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/zaitaku/dl/h260425-02.pdf>

参考文献

- ・安達敏男, 吉川樹士著『終活にまつわる法律相談 遺言, 相続, 相続税』(2014) 日本加除出版株式会社
- ・石原豊昭『相続と遺言のことならこの1冊』(2015), 自由国民社
- ・大津秀一『死ぬときに後悔すること25』(2013), 新潮社
- ・児島明日美, 福田真弓, 酒井明日子著『身近な人が亡くなった後の手続きのすべて』(2014) 自由国民社
- ・西村周三監修『地域包括ケアシステム』(2013), 国立社会保障・人口問題研究所編, 慶應義塾大学出版会, 原誠, 佐々木健二, 井之順之, 藤川祐士著『相続のしくみ』(2013), 東洋経済新報社
- ・樋口範雄『超高齢社会の法律, 何が問題なのか』(2015), 朝日新聞出版
- ・本田桂子著『終活ハンドブック』(2011), PHP研究所
- ・若林靖水, 樋口敬子編『2050年超高齢社会のコミュニティ構想』(2015), 岩波書店

